

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成28年8月29日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	五味武彦君	副委員長	金丸幸司君
	清水正二君		米山昇君
	山本英俊君		池神哲子君
	樋泉明広君		

欠席委員（なし）

傍聴議員（8名）

滝川美幸君	金丸寛君
斉藤芳夫君	有泉庸一郎君
長谷部集君	三浦進吾君
内藤久歳君	保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	保延克教君	福祉部長	長田隆君
子育て健康部 部長	小宮山正美君	保険課長	加藤文雄君
福祉課長	樋口充君	長寿推進課長	飯沼秀司君
子育て支援課 長	島田伸君	健康増進課長	長坂千恵子君
国民健康保険 給付係長	新奥知恵君	国民健康保険 税係長	樋口一君
介護保険係長	山田郁子君	保育係長	塚田英仁君
保健指導係長	長田清美君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岩 下 和 也 書 記 山 岡 広 司

書 記 小 澤 裕 一

審査内容

1 条例審査

議案第51号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件

議案第52号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

議案第53号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第54号 平成28年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）

議案第55号 平成28年国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

3 その他

開会 午前 9時26分

○書記（小澤裕一君） 改めましておはようございます。

連日のご参集、大変お疲れさまです。

これより、厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、8月23日に委員会付託されました議案の審査を行います。

初めに委員長よりご挨拶をいただき、引き続き委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、五味委員長よろしくお願ひいたします。

○委員長（五味武彦君） おはようございます。

昨日はご苦勞さまでございました。

数字をちょっと事務局のほうで調べさせていただいたんで、発表だけさせていただきます。

自治会数、昨日の参加の自治会数が去年は131、今年は132と1自治会増えたということです。それから参加者については、今年は1万3,488ということで去年より31人減、減でございます。去年の参加率が18.04%ですから、若干コンマ幾つぐらい、コンマ1、2、3は下がるかなというふうに思います。

雨の心配がされたんですけれども、何とかそれぞれの自治会等々、本部の訓練も含めて無事終わったというふうな形になります。

また、今日から明日にかけて台風11号と言ったかな、またあの、10号か、Uターンしてまた来るといふふうな予想がされますけれども、ちょっと心配な天候ですけれども、よろしくお願ひします。

ご参集本当にありがとうございます。

慎重な審議よろしくお願ひ申し上げます。

それでは始めます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

○委員長（五味武彦君） 本日の委員会は、定例会初日に付託されました議案第51号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件ほか4議案の審査を行います。

審査はお手元に配付した審査日程により、初めに条例審査から行い、その後補正予算の予算審査の順で行います。

審査に当たっては一問一答方式とし、会議規則第116条を遵守し、発言は全て簡潔にするようお願い申し上げます。

なお、委員の質疑を受けた後に傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

傍聴議員の質疑は先の申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行います。質問回数は1人1議案につき2回までとさせていただきます。

それでは、審査に入ります。

議案第51号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） 改めまして、おはようございます。

保険課から甲斐市国民健康保険税の条例一部改正の件につきまして、ご説明をいたします。

議会議案の25ページ並びに議会資料の40ページをお開きください。

議会資料のほうは40ページとなります。こちらの40ページのほうを中心にご説明をいたします。

議案第51号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件につきまして、ご説明いたします。

所得税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されました。この改正におきまして、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律についてが、題名を外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に改められました。あわせて、台湾との相互主義に基づき二重課税を排除するための措置を講ずるとされました。この改正におきまして、地方税においても同様の措置を講ずるとされ、国民健康保険税にもこの適用がされることとなりました。

これに伴います附則の改正でございます。

改正内容は3点でございます。2の改正内容のところでは。

市民税で分離課税されます特例適用利子等の額を国民健康保険税の所得割額の算定及び軽

減判定に用いる総所得金額に含めるものでございまして、附則第18項を新設し、特例利子等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定するものでございます。

改正条文の附則第18項の特例利子等という文言は、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律第8条第2項等に規定するものとなっております。

次に、附則第18項と同様に市民税で分離課税される特例適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるものでございまして、附則第19項を新設をし、特例配当等に係る国民健康保険税の課税の特例を規定するものでございます。

最後に、附則第18項及び第19項が新設されましたことに伴い、第18項及び第19項をそれぞれ繰り下げるものでございます。

施行期日につきましては、所得税法等の一部を改正する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日、平成29年1月1日からの施行でございます。

また、適用区分としまして特例適用利子等及び特例適用配当等に係る国民健康保険税についての適用を規定しております。

なお、国民健康保険税への影響につきましては、市民税の課税情報をもとに国民健康保険税の所得割の算定をしますことから、現時点で影響額等を把握することはできない状況となります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより、説明に対しての質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員、どうぞ。

○委員（樋泉明広君） あまり調べていなくて申しわけないんですが、今回所得税法が改正されたわけでありましたが、それに基づく条例改正ということですけども、この所得税法の一部改正の法律の中身ですが、簡単に説明してもらえればありがたいなど。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 今回の所得税法の改正につきましては、改正点幾つかあるわけですが、その中で国民健康保険税にかかわる部分としましては、今回条例改正をお願いしております外国人等の国際運輸業に係る相互主義による所得税等の非課税に関する法律、この関係がございまして。

これは台湾との相互主義に基づきまして、それぞれの重複課税を排除するための改正となっております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 台湾との間の、この二重課税の排除、これについて台湾以外の国との租税条約というものはあるのでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 台湾以外との租税条約もございます。

今のところその租税条約で規定されております国はアメリカ合衆国、オランダ王国、アルゼンチン共和国、レバノン共和国、イラン・イスラム共和国、それから今回の台湾となります。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 何ていうかわからんけれど、要するに5カ国今まであって、6カ国目が日本であるということですね。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 改正の具体的な説明はさっきありましたけれども、この新条項の附則18項それから19項ですが、これはそのまま理解をしてよろしいかということではありますが、特に18項の特例適用利子等の額、それから総所得の金額、これについてもうちちょっと説明していただければありがたいです。なかなか勉強不足で申しわけないです。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） この特例利子等という額、これにつきましては先ほども簡単にご説明をさせていただきましたが、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律、長い名称で申しわけございませんが、こちらの第8条第2項ほかに規定されるものとなっております、つまり台湾とのやりとりの中での生まれる利子のことを言っております。

○委員長（五味武彦君） ほか、ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案第51号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第51号 甲斐市国民健康保険税条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては、委員長にご一任お願いいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

職員の入替えを行います。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時40分

○委員長（五味武彦君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議案第52号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは、長寿推進課から議案第52号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件につきまして、ご説明させていただきます。

甲斐市定例市議会議案27ページから46ページとなります。

初めに46ページをご覧ください。

○委員長（五味武彦君） ちょっとお待ちください。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） よろしいですか。

まず、提案理由でございますが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について見直しが行われたため、所要の改正を行う必要があるからであります。

この条例の改正についての新旧対照表は甲斐市定例市議会資料44ページから86ページとなります。

主な改正内容につきましては……

○委員長（五味武彦君） ちょっと、ちょっといいですか。

大丈夫ですか。

いいですか。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 議会資料の44ページをお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） が新旧対照表。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） それでは、続けさせていただきます。

○委員長（五味武彦君） はい。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 主な改正内容につきましては、議会資料44ページの新旧対照表の目次をご覧ください。

第3章夜間対応型訪問介護の次に、第3章の2 地域密着型通所介護を加えます。

第1節基本方針、第2節人員に関する基準、第3節設備に関する基準、第4節運営に関する基準、第5節指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準。

第1款この節の趣旨及び基本方針。第2款人員に関する基準、第3款設備に関する基準、第4款運営に関する基準が追加されておりまして、新旧対照表につきましては改正部分が多くありますので、本日お配りしました1枚のA4の資料で改正内容の概要をご説明させていただきます。

こちらになります。よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 大丈夫ですか。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） はい。

資料下段の小規模通所介護の移行についての図をご覧ください。

小規模な通所介護事業所いわゆるデイサービス事業所につきましては、今年度から図左側の平成28年3月31日以前の枠内にあります県が指定する居宅サービスから、図右側の平成28年4月1日以降の枠内の市が指定する地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけられております。

具体的には利用定員が18人以下の事業所が地域密着型通所介護となります。

県が指定しておりました小規模な通所介護事業所の移行を先越しましては、地域密着型通所介護事業所のほか、県が指定する大規模ないし通常規模型の通所介護事業所のサテライト事業所に移行することや、市が指定します小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に移行する選択肢が設けられております。

また、小規模な通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に移行する場合につきましては、本来の小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所の人員配置の基準の緩和や、宿泊室を平成29年度末まで設けないことを認める経過措置が設けられております。

そのほか利用定員9人以下の療養通所介護も市が指定します地域密着型サービスに移行しております。

4月1日現在におきまして市が指定する利用定員18人以下の指定地域密着型通所介護に移行した事業所は24事業所ございました。そのほか、小規模多機能型居宅介護サービスのサテライト事業所と療養通所介護事業所は該当ありませんでした。

なお、小規模な通所介護事業所の地域密着型サービス等への移行につきましては、平成28年4月1日既に施行されておりますが、市における運営基準等の条例改正につきましては、施行から1年間の経過措置が設けられていることから、本定例議会において条例改正の提案をさせていただいております。

条例の改正は公布の日から施行いたします。

個々の条例文及び新旧対照表の説明は省略をさせていただきまして、説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） ちょっと早口の説明で、いかがだったかなと思いますけれども、説

明が終わりました。

これより、説明に対して質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員、どうぞ。

○委員（樋泉明広君） ちょっとわかりませんので、ちょっと質問させてもらいますが、指定居住サービスの関係する基準の一部改正する省令、この内容はどういう内容なの、簡単に。この1から3までの資料の中身になっているのでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたけれども、小規模なデイサービス事業所につきまして、地域密着型ということで市が指定するという内容が改正の主な内容でございます。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほど24事業所が市が指定する地域密着型サービスの施設の中にあるということではありますが、甲斐市の中にそれがあるということでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） そのとおりです。

○委員（樋泉明広君） はい。

○委員長（五味武彦君） ほか、委員、質疑ございますか。

米山副議長。

○委員（米山 昇君） 今まで県が指定していたものをこの18人以下は今度は市が指定をしていくというか、この条例の中に位置づけるということのようですが、この中身というのは県が指定していたときと全く同じものですか、どこか変わったところあるわけですか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 主な改正点としましては、違うところにつきましては、地域密着型ということになりますので、今度6カ月に1回以上運営推進会議というものを開きまして、市の職員ですとか地域の自治会の方、民生委員の方と、あと利用者の方ご家族の方が集まってその会議を開く中で、そのサービスが適切に行われているかというのを確認する会議を開くことになります。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 米山副議長。

○委員（米山 昇君） より市の関与というんですかね、そういうのが強まったということになるとと思いますが、これはデイサービスの関係ですよ、主に通所型ですから。宿泊型というか入所型のあるわけですが、入所型のもの、このデイサービスと併用というか一緒にやっていると多いと思いますが、違っている点というのはどんなところが違っていますか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 先ほど申し上げました運営推進会議につきましては、今度新しく指定しましたデイサービスについては6カ月に一度開催をいたしますけれども、グループホームですとか特養ですとか、そういったものにつきましては2カ月に一度開催をしております、私どもも出席をしております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） ほか、ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 確認の意味ですけれど、今米山委員が質問いたしました、例えば47ページにあります人員に関する基準、従業員の数とか生活相談員、その他看護師、准看護師、介護職員、機能訓練指導員というふうな職員の、従業員の内容が出ておりますけれども、この基準に関しては先ほども言ったようにそれぞれの入っている方たちの家族含めて、市で人含めて、また事業所含めて決めていくと。

事業所が中心になって決めていくという内容だろうと思うんですが、その辺がどうなんですかね。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 職員の人員につきましては各事業所がそれぞれの規定に基づきまして設置をしておりますので、市につきましてはそちらのものが適正に配置されているかということを確認をしております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほど言った24施設についての具体的に事業所がそれぞれの人員を決めていくと。現在いる人員というのはもちろん加わっているわけけれども、正職員と非正規の職員がいると思いますけれども、それぞれの関係については、今からだと思うんです

けれども、どんなふうな基準で決めていくのかということがもし具体的な例があれば教えてもらえばありがたいなど。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） このあたりは常勤でなければならない職員ですとか、常勤でなくてもいいというふうに定めがありますので、その定めに基づきまして例えば事業所ではパートさんを2人、3人とやって施設を運営する場合がありますし、常勤1名を雇いまして運営する場合、さまざまでございます。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） どこかで大分障がい者がえらい被害を受けたという例もありますように、この施設の入っている方たちが安全・安心な確保というのが重要だと思いますので、特に事業者についてはそれについてのやっぱり安全・安心な体制というふうな点で保安そういったものについては市としてはどんなふうな対応でしていこうとしているのかお伺いしたいと思います。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 施設の安全につきましては、先ほど申し上げました運営推進会議がございませけれども、そのときにもそういった今回悲しい事件がありますので、そういったことが甲斐市において起こらないようにということでお話をさせていただくとともに、入り口のドアの施錠ですとか、そういったものについても十分管理するようにお願いをしているところでございます。

以上です。

○委員長（五味武彦君） ほか、委員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ありますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今の運営推進会議ですけれども、これは一応皆さん市の方々も参加していただくという会議だと思うんですけれども、この会議においていろいろな問題点とかそういうものが出た場合、いろいろ不具合とかそういうのが出て、改善点とかそういうもの権

限というかそういうものの結論づけをして直す、そこを修正していく、そういう権限のあり方というものはどんな具合になっているんですか。会議しても例えばいろいろ出たとしても、そのことをこうしろという権限とか決定権がないとなかなか会議が持つ意味がないと思うんですけれども、その辺のあり方というかな、その辺のところはどんな具合になっているんですかね。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 運営推進会議におきまして主に出されますのが、利用者のご家族からこうして欲しいああして欲しいというような要望が多々出るわけなんですけれども、そういったときには市も同席する中で、施設の職員もそうしましたらこんな形で改善しますとかこんな形で改良しますというような回答をいただいております。そのときに次回、私が行ったときに改善されましたかということで確認をする中でよりサービスを向上ということで努めていただいております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久蔵君） そういうことで入所者の家族とかそういう人たちがいろいろそういう要望等出したときに、大事なことはそういうことに対してスピーディーに迅速に対応できるかって非常に大切なことなんで、その調整役を市がやるってことですよね。だからその点についてももしっかり対応を今後早くしていく必要があると思うんです。ただ会議をやって終わるだけじゃなくて、そういったものに迅速に対応するというその体制づくり、そういうものはどんな具合になっているんですか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 先ほども申し上げましたけれども、この運営推進会議は市の職員だけではなくて地域の自治会の役員さんですとか、民生委員さんですとか、第三者の方も入った中で会議を行っております。そういった方の意見も聞きながらよりよい施設の運営ということでお願いをしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 傍聴議員、ほか、ございますか。

齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） おはようございます。

単純に、例えば今ある程度の大型は県・国、小さいものは市みたいなふうにこう読み取れ

るわけなんだけれども、これこういうふうにしなけばならなかったような何かその不具合とか、あるいは例えば許可認可に時間がかかってどうのこうのとかって、そういうものが原因にあつての話なんですか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） この件につきましては、ただいま高齢者の方がだんだん増えてきておるのは事実でございます、それを県だけで把握できないと、管理できないというところがありますので、そういったものにつきましては身近な市町村が管理・運営をすることで、そういった事業所を適切に管理をしていくというような内容でございますので、今回地域密着型ということで市町村におりてまいりました。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 齊藤議員。

○議員（齊藤芳夫君） そうすると市のいわゆる職務というか業務というか、反対になるってことは事実で増えていっちゃうということですよ。権限の移譲なのか、職務が面倒くさいものが市に押しつけているというふうに感じる部分もあるんだけど、その辺はどう思いますか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 議員さんがおっしゃりますとおり、いろんな権限ですとか、許可ですとかいろんな、人員を定員を変更するとかというような場合は市のほうに今度は届け出がなされますので、事業が業務が増えていくというのは事実でございます。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 基本的なことで申しわけないんですが、サテライト型事業所、それからサテライト事業所ってありますが、そのサテライトという意味を教えてください。

○委員長（五味武彦君） サテライト。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） そうですね、衛星という意味でございますけれども、こちらは1つの事業所が同じ生活の圏内、車で20分以内に行ける場所に分館といいますか、出張所を設けることができるという内容でございます、最大2カ所まで車で20分以内のところに設置できるという規定でございます。

以上です。

○委員長（五味武彦君） ほか、傍聴議員、ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案第52号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第52号 甲斐市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任お願いいたします。

続けます。

次に、議案第53号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件を議題といたします。

議案について当局の説明を求めます。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） それでは、引き続きまして議案第53号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件につきまして、ご説明させていただきます。

甲斐市定例市議会議案47ページから48ページとなります。

初めに、48ページをご覧ください。

提案理由でございますが、議案第52号と同様に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について見直しが行われたため、所要の改正を行う必要があるからであります。

この条例の新旧対照表は甲斐市定例市議会資料87ページから89ページとなります。

まず初めに、第39条第1項の改正につきましては、こちらは国の参考例に従いそれぞれの字句を改めるものであります。

次に、88ページをご覧ください。

第44条第6項の表の中ほどになりますけれども、指定定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の次に、「指定地域密着型通所介護事業所」を加えます。これは先ほど議案第52号でご説明させていただきましたとおり、平成28年4月1日から地域密着型通所介護が創設されておりますが、市町村が指定監督することとなっております。このことに伴いまして、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の看護師または準看護師が、同一敷地内の指定地域密着型通所介護事業所の職務に従事できることを規定するものであります。

次に、第86条、89ページをお願いいたします。

第86条は準用規定であります。こちらも国の参考例に従い改めるものであります。

次に、附則ですが、この条例は公布の日から施行いたします。

また、経過措置としまして議案第52号と同様に小規模な通所介護事業所が小規模多機能型居宅介護のサテライト事業所に移行する場合につきましては、宿泊室を平成29年度末まで設けないことを認める経過措置が設けられております。

以上で説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより、説明に対しての質疑を行います。

質疑ありますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 先ほども質問させていただきましたけれども、この密着型介護サービスの事業所の甲斐市内の適用、さっきの24施設どうするんでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） こちらも24施設となります。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） サテライトも、これつくっているところとつくっていないところもあると思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 現在のところ甲斐市内でサテライト事業所は……。

○委員（樋泉明広君） ない……。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） ございません。

○委員（樋泉明広君） はい。

○委員長（五味武彦君） ほか、委員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案第53号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件について、順次討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第53号 甲斐市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

なお、委員会報告につきましては委員長にご一任願います。

ここで、暫時休憩をいたします。

職員の入替えを行います。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、補正予算の審査を行います。

議案第54号 平成28年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

審査に入る前にお諮りいたします。補正予算の内容により、ある程度まとめて説明を受け、質疑を行いと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） では、そのようにいたします。

初めに、健康増進課より第4款衛生費、第2項保健衛生費について説明を求めます。

長坂健康増進課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） お疲れさまでございます。

健康増進課から8月補正について説明をさせていただきます。

補正予算説明書10ページから13ページになります。

それでは、10ページをお願いいたします。10ページの下の段をご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費でございます。

12ページの上の段をお願いいたします。

計の欄になりますけれども、補正額162万4,000円の増額をお願いし、9億9,166万6,000円にするものでございます。

それでは、すみません、また10ページに戻っていただきたいと思っております。

まず、2目予防費です。

補正額10万円の増額をお願いするものでございます。財源は一般財源になります。内訳は11ページ、001予防接種事業になります。内容はこの6月に予防接種法の一部が改正され、この10月から乳幼児の定期予防接種にB型肝炎予防接種が導入されることに伴う経費でございます。

この予防接種の目的ですが、B型肝炎ウイルスに3歳未満で感染すると、一部の人はウイルスが長く肝臓内にとどまり成人になってから肝硬変や肝がんを引き起こす原因となるおそれがあるため、これを予防するために行うもので、1歳までの早い時期に接種をすることが重要になります。

こういった目的から今年の4月1日以降に生まれ、生後1歳に至るまでの乳児を対象に合計3回注射をいたします。予防接種の見込み数は約840件で、接種費用は約480万円を要する見込みでございます。

本来であれば、この経費を確保するために委託料を増額する必要があるところでございますが、現在積極的接種が差し控えになっている子宮頸がん予防接種の委託料が再開した際に対応できるように予算措置をしてあるため、今回は増額補正をせずに差し当たりこちらの予算で対応していく予定でございます。

また、対象者への周知費用につきましても、今回増額補正をせずに既存の乳児健診の対象者通知に予防接種のお知らせ文を同封する予定であります。従いまして、今回の補正は予診票の印刷経費である事業費のみの10万円を増額補正としてお願いするものでございます。

次に、10ページの3目健康推進費ですが、補正額152万4,000円の増額をお願いするものでございます。財源は国庫支出金75万6,000円と残りの76万8,000円は一般財源でございます。

11ページの説明の欄になります。

内訳は001母子保健事業になります。内容としましては前回の厚生環境常任委員会で説明をさせていただきました甲斐市版ネウボラ事業の一環として新規に母親のメンタルヘルスに着眼した産後ケア事業を、10月に開業予定の産婦人科医院を会場として11月中旬から開始するに当たって必要になる経費でございます。

まず、週1回の集団授業及び月2回の個別授業を実施するに当たり、スタッフの人件費として助産師、保健師、臨床心理士の報酬80万1,000円及び医師の報償費として46万2,000円の増額と、恐れ入ります13ページをお願いいたします、13ページ上の段になります、事業

費ですけれども、事業を実施する際に必要となる事務用品やリーフレットの印刷代として24万3,000円。また、CDデッキ等の備品購入費として1万8,000円の合計で152万4,000円の増額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑ございますか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 今から接種するわけですけれども、B型肝炎にかかったという小児の現状というのはあるのでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） かかったという、お母さん自身がB型肝炎のウイルスを持っていて、そのお母さんから生まれた子供さんについては医療機関で既に予防接種を受けますけれども、その人たちがどのぐらいいたかということは、こちらのほうでは特に把握はしてはおりませんが、現状はいらっしゃいます。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） お母さんがB型肝炎だということの例はあるということですね。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） はい。妊娠中に血液検査をいたしますので、そこで感染しているかどうかということは把握ができますので、そういうお母さんはいらっしゃいます。

ただ、ウイルスを持っていても全員が症状が出ているわけではありませんので、キャリアというふうには、ちょっと専門的な言葉であれですけれども呼ばれております。

○委員長（五味武彦君） ほか、委員の質疑ございますか。

米山副議長。

○委員（米山 昇君） 今の予防接種の関係ですが、1歳までの乳幼児に3回接種するということで、キャリアのお母さんがいらっしゃった場合。一般のお母さんが何ともなかったですが、そういう方の乳幼児もするわけですか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） もともとのお母さんがB型肝炎ですと、健康保険が適用になりますので、そちらでもう既に何年も前から接種をしておりまして、今回のB型肝炎の予防

接種は全ての乳児が対象になります。感染の有無にかかわらず、将来的に人に感染をさせないように、または自分が発病しないようにという意味で全員が対象になります。

○委員長（五味武彦君） 米山副議長。

○委員（米山 昇君） 1歳までの子供ということですが、もう既に過ぎちゃったという1歳過ぎちゃって2歳になりかかっているとか、そういう方もいると思うんですが、そういう方は特に今回どうするという計画はないということですか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 今回はあくまでもこの4月以降に生まれた子供さんから対象ですので、それ以前の子供さんについては定期扱いにはなりませんので、もし任意で予防接種をしたいという場合には打っていただくという形になります。

○委員長（五味武彦君） 米山副議長。

○委員（米山 昇君） これは定期接種ということですから半強制というか形になるものではないと思いますが、それ以外の方はじゃ任意で有料で自腹でやってくださいと。今回こうなったというのは、効果というのが今まではどうだったのかという疑問もあってということなのか、どうしてまあ急にこういう措置を取るようになったのか、どういう理由でしょうか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） こちらのほうは国の動きということですがけれども、数年前からB型肝炎の予防接種を定期でという話がありました。で、これは世界的に見ますと既に生まれた直後に予防接種をしているという国がほとんどで、やっぱり先ほど目的を申し上げましたけれども、そういう目的からもう前から生まれた子供にはする必要があるということで、国が動いて今回定期になったという、そんな流れになります。

○委員長（五味武彦君） 米山副議長。

○委員（米山 昇君） 次に、ネウボラ事業で今回こうして補正を組んで11月から新たにやるということですが、今も出産直後のお母さんのところへ子供も含めて保健師さんが訪問行っていますよね。そういう事業との関連というんですかね、どんな関連性を持たせるわけですか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 赤ちゃんの訪問につきましては、今までもほとんど100%の赤ちゃんのおうちに訪問に行っていますので、そちらのほうは継続して行います。ですので、今回考えている事業は訪問の中でもある程度心配な人は出てくると思いますので、そち

らからも対象者を拾って事業につなげていきたい、二重にというか濃厚にまたかかわりを持っていきたいというふうに考えています。

○委員長（五味武彦君） 米山副議長。

○委員（米山 昇君） 訪問によってその見つけるとか、相談者を把握するということもあるけれども、特に今回メンタルの面でということですから、直接視してお話ししないとわからない部分があると思いますが、そうしたときに見つけることは当然だと思いますが、それ以外にどういう方法があるわけだ、自分から相談したいということで申し出てくる場合もあると思いますけれども、どんなような形で発見するのか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） まず、母子手帳を発行するときに一人一人時間をかけて面談をしていますので、そのときにある程度リスクがある人はこちらのほうでも把握ができます。

あとは、お産をする病院から退院をするときに、その時点で心配な方は継続看護といまして病院と市町村で連携を取っていますので、看護師さんたちのほうからちょっとお母さん心配ですけれどもということで情報が入ってきますので、かなり途切れがないように情報が入って把握できるようになっています。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

樋泉委員、どうぞ。

○委員（樋泉明広君） 今問題になっている予防接種で、子宮頸がんワクチンで副作用じゃないけれどもいろいろ問題出ていますけれども、このワクチンは保証つきで大丈夫だということなのでございましょうか。その辺、全国的、世界的には何か問題があるのかどうか、B型肝炎について。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 子宮頸がん予防接種は国のほうで定期予防接種という枠組みになっていますので、甲斐市単独でやめるとかということもできない現状ですけれども、世界的には子宮頸がん予防の効果があるということで推奨はされているのが現状です。

今現在でもこのような状況ですけれども、接種している人はいます。ただそのやっぱり効果があるとは言われているんですけれども、それに対するリスクもありますので、そこら辺は私たちが国が積極的な勧奨はしないようにということですので、それに沿って対応しているというような現状になります。

○委員（樋泉明広君） B型肝炎の接種、ワクチンですよね、これについてはそういった憂いはないというふうに解釈していいのかってどうですか。

いかがでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 失礼しました。

B型肝炎のほうは今回初めて正規として導入をされますので、世界的にはやっていますのでそちらのほうでは特に今までこれといったリスクが発表はされていない中で、多分日本も導入に踏み切ったと思いますので、今のところは何とも言えないと思います。

○委員長（五味武彦君） 山本委員。

○委員（山本英俊君） このB型肝炎というのはどんな症状になるのか、ちょっと教えてください。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） B型肝炎は先ほど言いましたように、ほとんどお母さんが感染をしていると、その子供さんに生まれてくる確率が高いんですけども、1回そのウイルスが体の中に入りますと長い間やっぱり肝臓にとどまっているということで、それが全員ではないですけども、大人になったときに発病するとやっぱり肝硬変とか肝がんになりやすいというふうに言われています。血液を通してやっぱり人に感染をするものですので、今回集団で定期的予防接種になっています。

○委員長（五味武彦君） 金丸副委員長。

○委員（金丸幸司君） 実際に保育園児でB型肝炎とわかっていながら保育園に通っている児童とかいるんですか。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 保育園。

○委員（金丸幸司君） ええ、保育園。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） すみません、申しわけない。

今の時点でちょっと保育園でそういう子がいるかというのは、こちらのほうではちょっと把握はしていません。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 先ほど米山委員から質問があったんですけども、1歳未満ということで、お答えが4月から以降のということで、1歳未満というと生まれたのは4月以降とい

う対象になるんですか。ここで印刷物を予診をするという印刷代ってことなんですけれども、周知をしてその時点であれば1歳未満という、その4月以前の人たちも1歳未満という対象になるんですけども、そこの扱いというのはどういうふうなあれなんですか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 今回国のほうが決めてきたのは、平成28年4月1日以降に生まれた子供に限るところで対象を定めていますので、それ以前に生まれた子供さんにつきましては、今回定期予防接種の対象にはなっておりません。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） というと、その周知した1歳未満という、その誤解を招くようなことって、そういうふうに思うんですけども、そこら辺の周知というのはどういうふうにやります。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 周知のほうは個別通知になるんですけれども、あくまでも今年の4月1日以降に生まれて、1歳に至るまでの子供という、その枠の中での対象ですの

で。

すみません。

○委員（清水正二君） 確認です。

と、個別通知ということで、その対象の者だけしかその通知がいかないということですね。

はい、わかりました。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 参考に聞きたいと思うんですが、そのB型肝炎の子に対する予防接種、C型肝炎の予防接種なんかはどんなふうな検討されているのか、もし情報があれば教えてもらえば。

特に大人のC型肝炎のはB型よりも深刻な状況があるんですよ。そういった意味ではどうなんでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） C型肝炎の治療費の補助とかにつきましては、県のほうで今対応していますので、甲斐市独自の予防接種とか、治療費の助成ということは現在はやっておりません。

○委員長（五味武彦君） ほか、委員の質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

滝川議員。

○議員（滝川美幸君） 今の1歳未満の予防接種の件ですけれども、このワクチンというのは例えば、それが任意であって、何歳までに受けることができるのか、効果が出るのかってことはおわかりなんですか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 先ほど申しましたように、やっぱり3歳未満で感染するというのが非常に怖いと言われているので、今回定期予防接種は1歳に至るまでですけれども、そんなふうに考えますと3歳までにはしておくのがいいのではないかというふうに思います。

○委員長（五味武彦君） 傍聴議員、ほか、質問。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 先ほどの母子健康事業の中で報酬・報償費がありますけれども、これの内訳はどんな具合になっているか教えてください。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 内訳ですけれども、まず、報償のほうになるんですけど、助産師を2人18回ということで、単価は1万円です。それから保健師のほうは1人18回で8,000円。それから臨床心理士のほうは1人9回の1万5,000円です。医者の方は1人が18回、2万5,000円です。

これの単価は今うちの市のほうで各種保健事業を依頼しているときの単価と同じにしております。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） ということは、これここで補正じゃなくてそういう基準で単価を設定しているわけですが、今後これを変えたりとか、これ当然次年度の予算についてもこういうことしていくと思うんですけども、その辺については一応次年度の予算についてもこんな単価の内容でいくという考えですか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 事業が今から始めますので、それを実際に事業をやってみ

て検証しながら、またスタッフが必要であれば増やしていくし、また必要がなければということ考えていきたいと思ひます。

○委員長（五味武彦君） 傍聴議員、ほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、議案第54号 平成28年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）の質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案第54号 平成28年度甲斐市一般会計補正予算（第2号）について討論、採決を行います。

本案について討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより、本案について採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願ひます。

以上で議案第54号の審査を終了いたします。

ここで、職員入れかえのため、暫時休憩をいたします。

45分開始。

休憩をとります。12、3分休憩をとります。

おつかれさまでした。

暫時休憩になります。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、議案第55号 平成28年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明をお願いいたします。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） 改めまして、保険課から議案第55号 平成28年度国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明をいたします。

議案集の55ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,025万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ93億1,455万円とするものでございます。

今回の補正予算案は昨年から超高額なC型肝炎治療薬が保険適用されたこと等により医療費が急増していることから、高額医療費共同事業拠出金の再積算が行われ、本年度の拠出金額が確定いたしました。これに伴い、歳入の国庫負担金、県負担金及び高額医療費共同事業交付金並びに歳出の高額医療費共同事業拠出金を増額補正するものと、もう1点、国民健康保険運営主体の都道府県化に向けての準備に係る事業費を追加計上するものでございます。

それでは、補正予算説明書の24ページ、25ページをお願いいたします。

歳入につきましてご説明をいたします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、2目1節高額医療費共同事業負担金3,942万6,000円は、高額医療費共同事業拠出金の4分の1を国が負担するもので、先ほどご説明をいたしました高額医療費共同事業拠出金額の確定に伴う増額でございます。

2項国庫補助金、5目1節国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金254万8,000円は、国民健康保険運営主体の都道府県化に向け国民健康保険システムを改修する費用に係る国庫補助金でございます。

6款県支出金、1項県負担金、1目1節高額医療費共同事業負担金3,942万6,000円は高額医療費共同事業拠出金の4分の1を県が負担するもので国庫負担金と同様、高額医療費共同事業拠出金額の確定に伴う負担金の増額でございます。

7款1項共同事業交付金、1目1節高額医療費共同事業交付金7,885万6,000円も高額医療費共同事業拠出金の確定に伴う交付金の増額でございます。

次に、歳出につきましてご説明をいたします。

26ページ、27ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、003一般管理費254万8,000円は国民健康保険運営主体の都道府県化に向け、標準保険料率国保事業費納付金等の算定に必要なデータを抽出し、県に提出をするための国民健康保険システムを改修する経費でございます。財源内訳の国・県支出金は国庫補助金で全額補助でございます。

7 款 1 項共同事業交付金、1 目高額医療費共同事業拠出金、001高額医療費共同事業拠出金 1 億5,770万8,000円は高額な医療費が国保財政に与える影響を緩和するための再保険事業で、レセプト 1 件当たり80万円を超える医療費の100分の59が交付されるものに対する拠出となっております。本年度の高額医療費拠出金の確定に伴い増額するものでございます。財源内訳の国・県支出金は国及び県の高額医療費共同事業負担金、その他は高額医療費共同事業交付金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより、説明に対しての委員の質疑を行います。

質疑がございますか。

米山副議長。

○委員（米山 昇君） C型肝炎、時期的な治療薬って言うんですかね、九十何%が治るとい
う薬ですが、1人何百万円もかかるということで保険適用になって個人負担は数万円で済む
ということのようですが、この1億5,700万円その額ってことですが、今年度の額の確定と
おっしゃられたようですが、これいつからいつということの額というか、治療がいつからい
つまでの間でこの金額になったのか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 前年度の1月1日から12月31日の間を期間としております。

○委員長（五味武彦君） 米山副議長。

○委員（米山 昇君） このC型肝炎の治療を始まったのは去年からじゃなかったですかね。

この1月1日からも保険適用になったわけですか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 委員さんがおっしゃいますとおり肝炎治療の新薬の保険適用自体
は昨年度からとなりますが、この共同事業の期間としましては1月1日から12月31日をサ
イクルとしていると。

そういった関係でございます。

○委員長（五味武彦君） 米山副議長。

○委員（米山 昇君） そうすると甲斐市の場合は何人いてこの額になったのか。もちろん治療薬というのは3回とか何かで決まっていますので、期間がね、金額はそんなに一人一人の額は変わらないと思うんですけども、積算の根拠というか、この額の内訳を教えてくださいたいと思います。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 対象者の人数ですが、これにつきましては中北保健所のほうに照会をした内容となります。まず、27年度末甲斐市全体としまして159人の方が県の助成事業の適用を受けているということでございました。それから、国民健康保険の方が72件、今年の7月末の件数ですが、甲斐市全体で38件、そのうちの国保の方が14件という状況でございます。

もう1点ですが、積算の根拠というお話なんです、これは県の国保連合会が事業主体になっているわけですが、その中で全体の積算をしましてその上で国保連合会で市町村ごとに案分をしてという内容でございます。

○委員長（五味武彦君） 米山副議長。

○委員（米山 昇君） 1本8万円とかって何とかという額のようなようですが、それ3カ月というように何回打つのか知りませんが、平均で1人お幾らで、この高額医療費を使うと1人負担額がお幾らになるのか、わかりましたら教えてくださいたいと思います。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 昨年度の状況となりますが、1人500万円から600万円が医療費の総額となります、自己負担分も含めてとなります。この高額な新薬につきましては、今年度から再判定でおおむね3割ほど価格が引き下げられましたので、若干影響が緩和されるものと考えております。

○委員長（五味武彦君） 続いて、加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 自己負担の国保のときの3割となりますので、県のほうで1万円ないし2万円を負担をします。そこから3割部分までは県、自己負担の3割部分に達するまでは県が負担をするわけですが、そこから今度オーバーする分の自己負担の限度額を超える8万円とかを超えたところにつきましては全て高額医療費の対象となってまいります。おおむねの金額ですが。

○委員長（五味武彦君） 米山副議長。

○委員（米山 昇君） 高額負担等もあって、もちろん3割負担額ってそれからまた高額負担という形で、そうすると個人的には8万円ぐらい限度額ということですか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 実際の個人負担につきましては県の補助事業がありますので、自己負担は1万円ないし所得によって2万円ということになります。

○委員長（五味武彦君） 米山副議長。

○委員（米山 昇君） 5、600万円かかるうちで本人負担は1、2万円ということのようですが、七十何人国保でいたと、今年度14人ぐらいですから減少はしていると、対象者が、という考えでよろしいですか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 減少しているものと今の時点では考えておりますが、実際には県のほうで対象者の方の掘り起こしといたしますか、PRを今でもしておりますので、今後また増えてくる可能性はあると思います。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほか、委員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を受けます。

傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

これで、議案第55号の質疑を終了いたします。

これより、本委員会に付託されました議案第55号 平成28年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論、採決を行います。

本案について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより、本案について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましてはご一任願います。

これで本委員会に付託されました議案第55号を終わります。

以上をもちまして議案審査は全て終了いたしました。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午前10時58分

再開 午前10時59分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

次に、第3番、その他を議題といたします。

福祉課から報告事項がありますので、説明をお願いします。

樋口福祉課長。

○福祉課長（樋口 充君） お疲れさまでございます。

7月の常任委員会で説明をさせていただきました平成28年度臨時給付金及び障害遺族年金受給者向けの給付金の対象者人数につきまして明確にお答えできませんでしたので、本日も報告をさせていただきたいと思っております。

臨時福祉給付金につきましては1万2,473人でございます。

障害遺族年金受給者向け給付金につきましては559人でございます。うち障害年金受給者は520名、遺族年金受給者は39人となっております。

申請書等の発送も終わりました、先週の8月25日木曜日から各庁舎で受け付けを開始しております。

以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） もう1回数を、もう1回。

○福祉課長（樋口 充君） 臨時福祉給付金につきましては1万2,473人。障害遺族年金受給者向け給付金につきましては559人、うち障害年金受給者は520人、遺族年金受給者が39人となっております。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

質疑等ありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

ここで福祉課の報告を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えをいたします。

ご苦労さんでした。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時03分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

子育て支援課から報告事項がありますので、説明いたします。

お願いいたします。

島田子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

お時間をいただきまして子育て支援課から甲斐市立松島保育園民設民営に伴う法人募集の概要につきまして、ご報告させていただきます。

松島保育園の移転・建て替え事業につきましては、昨年11月の委員会におきまして民設民営の運営方式の説明を行いご理解をいただき、すぐに保育園の保護者、地域住民の皆様説明を行ってまいりました。

公立保育園の民設民営につきましては保護者との信頼関係、地域との協力体制が大切でありますので、丁寧な説明をさせていただいてきたところでございます。

つきましては、保護者・地域から同意をいただく中で事業計画どおり、建築・運営を行う

法人の募集を行ってまいります。

それでは、お手元の資料をご覧ください。

甲斐市立松島保育園民設民営に伴う法人の募集について。

1、趣旨でございますが、昭和50年に建設された松島保育園は耐震診断の結果、必要な耐震性はクリアしているものの建物の老朽化は著しく、園庭及び駐車場も借地であることから、前年度末に閉園した甲斐市立しきしま幼稚園の跡地等に保育園の設置・運営を行う社会福祉法人等を募集します。

恐れ入りますが、資料の裏面をお願いいたします。

裏面は松島保育園の移転場所の公図になります。

所在地甲斐市中下条1,839番1、2490.97平方メートル、宅地。これは下の太枠で囲ってあるところの左側になりますが、しきしま幼稚園の跡地になります。

中下条1,840番4、996.48平方メートル、宅地。こちらは右側になりまして、昨年市が買収した土地になります。

合計敷地面積3,487.45平方メートル、約1,055坪になります。

また、恐れ入ります、表の表にお戻りください。

続きまして、2、応募資格であります。

山梨県内に主たる事務所を置く社会福祉法人等の法人格を有する者で、保育園運営実績がある者。破産者、指名停止者、税金等滞納者に該当しない者となります。

次に、3、整備費補助であります。国の保育所整備交付金を活用いたします。補助割合につきましては、国が2分の1、市が4分の1、そして法人が4分の1となります。

次に、4、スケジュールになります。

27年度であります。議会説明、保育園保護者説明会、また地元宮地区自治会については区長及び役員会を中心に協議を重ね、全区民対象とした説明会を開催いたしました。28年度も引き続き説明を行ってまいりました。

また、移転場所の下にございます松尾神社の氏子代表とも話し合いを行ってきたところがございます。

さて次に、法人募集関係でございますが、平成28年度、今年度でございますが、来月9月5日月曜日から10月28日金曜日までの約2カ月間、市のホームページそして子育て支援課の窓口におきまして募集要項を周知、配布いたします。応募につきましては、10月12日水曜日から10月28日金曜日までの2週間受け付けをいたします。

その後、法人候補者選定評価委員会による審査を行ってまいります。一次審査につきましては提出書類の厳正な確認、二次審査につきましては一次審査を通過した法人のプレゼンテーションとヒアリングを行います。また、経営管理につきましては委員の中に税理士2人、中小企業診断士1人いらっしゃいますので、詳細な診断を行っていただくこととなっております。そして最後、最終審査を行い法人を決定いたします。

29年度であります、法人募集につきましては保護者が重要視しております引き継ぎ保育等の打ち合わせをスタートします。工事関係につきましては、市において当該地の水路改修等を行う予定でございます。

30年度には国の補助金申請等を行い、法人による園舎等の建設。

また、県の設置認可を受け、平成31年度開園とする計画でございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

質疑等ありましたらお願いいたします。

委員の質疑をお願いします。

樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 子供の募集というか収容人員、定数はどのくらいになるんですかね。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 120人から130人の定員を考えております。

○委員長（五味武彦君） 樋泉委員。

○委員（樋泉明広君） 既に何と言うか、前のしきしま幼稚園なんかに入っている子供たち含めて、既に決まっている子供たちというのはいるんでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 今現在松島保育園に行っている子供たちは当然そちらのほうに行っていただくことと、また新たに4月に入園される子供も希望がございましたら、その対象となります。

○委員長（五味武彦君） 山本委員。

○委員（山本英俊君） ここの裏面の櫓は、これはこのまま残して園舎のほうは建てるという形でよろしいでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 塚田係長。

○保育係長（塚田英仁君） 櫓につきましてはそのまま残して建設をしていただくようになり

ます。北側に松尾神社がありますけれども、そちらと共有駐車場、また櫓の鑑賞スペースを兼ねた整備をするように盛り込んで募集をかけていく予定になっております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 米山副議長。

○委員（米山 昇君） 1点聞きますが、地元区と何回も話し合いをされて建てる合意が得られたと思いますが、地元のほうで要望というんですかね、こうして欲しいとかってものは出されたかもしれませんが、どんなようなものがあつたかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 地元の宮地区の自治会につきましては、前にあつた幼稚園が公立であつたことから、今までと同じように地域と一体となつた保育園運営を期待しているということでありました。

具体的には区の行事に施設を利用させてもらえるのかとか、また交通防犯の対策、これに配慮してもらいたい、そして先ほどの大櫓を鑑賞できるスペースなどの確保をしていただきたいということがございました。

○委員長（五味武彦君） 米山副議長。

○委員（米山 昇君） それらを踏まえて募集要項をつくられたと思うんですが、ほとんど地元の要望というものも踏まえた中で募集要項がされているかどうかお伺いします。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 十分地元と協議した内容を募集要項に入れており、なおかつその案につきましては地元宮地区の役員の方々に全てお話しをさせていただきまして賛成をいただいたところでございます。

○委員長（五味武彦君） ほか、委員の。

金丸副委員長。

○委員（金丸幸司君） 先ほど定員が120名から130名とは。こないだも保育士の確保に非常に厳しいなんていうことが。この人数でやるとしたらどんな保育士の確保って考えているのか。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 保育士の確保につきましては、公立保育園の今、一般非常勤職員の確保が厳しい問題ということではありますが、こちらのほうにつきましては民設民営を運営方式としておりますので、私立の保育園ということになります。ですから、市のほう

で確保することはございません。

○委員長（五味武彦君） ほか、委員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を許します。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） この保育園の建設に当たって周辺のインフラ整備は何か今の現状よりも変わる部分があるの。道路か何かその辺のところか。

○委員長（五味武彦君） 塚田係長。

○保育係長（塚田英仁君） 周りの整備につきましては、先ほど園舎を建てる北側に松尾神社、その間の水路改修、またその東側の水路改修等を踏まえて整備をしていくって形で来年度予定をしております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） これで一応駐車場も確保しなきゃなと思うんですけども、台数とかこの図面の中にどこに駐車場確保する。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 先ほど松尾神社の道を挟んだ反対側、大櫓を鑑賞できるスペースのところ、地元または神社に訪れた方が共有できる、保護者が送迎しても共有できるスペースを置くというのは募集要項のほうに入れてございます。

ただ、そのほか園舎をどこに設置するのか、職員駐車場をどこにするのかは、その案を出していただいて最も優秀な事業者を選定するというような形になります。

○委員長（五味武彦君） いいですか。

ほか、傍聴議員ございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） この図面を見て不親切だなと思ったのは、この公図ももとの公図をなでたんですけども、隅切りとといいますか、角がたしか公図ではあるのかなと思うんですけども、直角になっているんですね。これやっぱり道路ですから隅切りとかあるいはこの道4メートルを確保できていないところが、たしか48年前この用地が出たという中では道路整備がちょっとになっていないのかなという点も感じるわけですけども、これやっぱり隅切りはございますよね。例えば北側あるいは東側両方、東、西側の角、あるいは買収地の角、

隅切りがあろうかと思えますけれども、お尋ねします。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） この公図でございますが、今ありのままの公図を申しわけ
ございませんがちょっと掲載させていただきましたけれども、今言ったしきしま幼稚園跡地
の地番の隅切りにつきましては、共用の駐車場を設置しますのでブロック塀とかは一応ない
状態になります。見通しを大変よくするというので地域とも話をしたところでございます。

ただ、買収地の隅切りにつきましては、水路等もございますので、今後検討していくこと
となります。

○委員長（五味武彦君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 課長ね、この図面を見たときに、このなでである線上がもともとの公
図といいますが、それに沿ってなでていないからちょっと疑問に思うところがあるわけです。
そこ言っているわけですがけれども。その辺に……。

○委員長（五味武彦君） 簡単に言うと。

○議員（三浦進吾君） そんなことでございます。

よろしく。

○委員長（五味武彦君） いいですか。

ほか、傍聴議員ございますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 先ほど説明の中、今度の民設民営化にして定員が120人とか130人
という話ですよ。これ民設民営化にしても地元ともいろいろ協議しているようですからあ
れですけど、そうすると言いたいのは、この保育園というのは地域の子供たちを対象にし
ているんですかね。この募集なんかはどこからでもあれなんですか、いいんですか、こうい
う場合。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 保育園の募集につきましては例年11月ごろ行っている
ところなんですけど、希望を取りまして第1希望から第8希望まで取りまして、あとは保護者様
が働いているということが条件になります。ただ、お母さんが正規職員ではなくてパートタ
イマーの方もいらっしゃいますので、その辺のところの点数づけを行いまして、希望してい
る保育園にその点数順から優先的に入所をさせていただいているところでございます。

○委員長（五味武彦君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君）　そういう事情わかります。何て言うかな、この人数が120人とか130人ってのに設定したというのは、今現在ある松島保育園ですよ、甲斐市立の。その状況も勘案しながらのこの定員設定なんですかね。

それと今言った募集をかけると言いましたよね。その中で募集の、これは民設民営になっても市立の保育園とか一緒に感覚でやるわけですか。

○委員長（五味武彦君）　島田課長。

○子育て支援課長（島田　伸君）　そうです、公立と私立、受け付けも市の窓口で行います。保育料も同じなんですけど、先ほどなんですけど、市内以外からも受け付けはございますが、市内の子供たちをまず優先させて次に市外ということになります。

それと、120人から130名というところなんですけど、現在松島保育園につきましては、利用定員が106人、そして実際の入所者数が92名いらっしゃるんですけど、その辺の人数を勘案しまして設定をさせていただいております。

○委員長（五味武彦君）　ほか、ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君）　なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で甲斐市立松島保育園民設民営に伴う法人の募集についてを終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員が退室いたします。

休憩　午前11時21分

再開　午前11時22分

○委員長（五味武彦君）　会議を再開いたします。

次に、視察研修について報告させていただきます。

前回の委員会において視察先希望をお願いしたところ提案がございませんでしたので、私と事務局で決めさせていただきました。

日程については10月12、13です。水曜日、木曜日という形になります、の1泊2日で実施したいと思います。

場所については1日目、埼玉県和光市。2日目、東京都墨田区としたいと思います。

研修内容については皆さんのお手元に議員派遣計画書として配付させていただきました。

次のとおり実施することとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

資料ゆっくりずっとご覧いただきたいと思います。

また、詳細については後日説明させていただきたいと思います。

それではここで視察研修に係る委員派遣についてお諮りいたします。

お手元に配付した派遣計画書（案）により委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

よって、計画書のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、派遣承認申請は委員長において作成し議長に提出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） 異議なしと認めます。

そのようにさせていただきます。

以上で視察研修についてを終わります。

続きまして、意見交換会についてご報告させていただきます。

前回の委員会において委員長一任ということでしたので、甲斐市社会福祉協議会と実施することに決めさせていただきました。

日程につきましては11月の常任委員会日に合わせて実施したいと思います。

いかがでしょうか。

異議なしということによろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） はい。

それではそのように決定いたしました。

次に、委員より、その他何かございましたらお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、事務局から何かございますか。

以上でその他を終了いたします。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

委員におかれましては、慎重審議ご苦労さまでございました。

これをもって厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時26分